議会総務課
つくば市
-4.6.-3
収受
218

陳情 4 第 8 号

令和4年6月3日

つくば市議会議長　小久保　貴史　様宛て

洞峰公園整備運営事業に係る協議会の設置に関する陳情書

陳情者　地域参加型の洞峰公園整備計画を求める会
代表 [redacted]
茨城県つくば市[redacted]

【陳情趣旨】

つくば市に位置する洞峰公園は、国家プロジェクトである筑波研究学園都市計画の一部として、他の公園及び研究機関等の緑地と共に都市の緑の拠点として、又、地域の健全なレクレーションの核的施設として、1980 年に造園された自然豊かな県営の都市公園です。現在、有料・無料併せて年間のべ 50 万人以上が利用しております。特に、同公園の生物多様性は特筆するべきもので、街中の公園でありながら、絶滅が危惧される希少な野鳥を観察できる保全すべき都市公園です。

洞峰公園に対して、パーク PFI（公募設置管理制度）と指定管理者制度を併用する「洞峰公園整備運営事業（概要）」が茨城県より発表されました。当該事業は、長大株式会社を代表事業者とする「洞峰わくわく創造グループ」により運営されます。

去る 3 月 27 日及び 29 日に事業者長大（株）によりオープンハウス型説明会が実施されましたが、本説明会は、告知方法及び同期間が極めて限定的で、多くの公園利用者及び地域住民や利用者の知るところではなかった為、当該事業について多くの懸念並びに不安が生じています。さらに、事業者による説明では、同事業計画時に自然環

境調査や住民調査等の調査は一切実施していないとのことから、現行の公園利用状況や近隣地域への影響並びに同公園の歴史や生物多様性に関する事業主の知識と理解は極めて不十分な状況での計画立案であったことが容易に予測されます。都市公園法運用指針には、「公募設置管理制度の適用に当たっては、公園利用者や地域の関係者等の意見、ニーズ等を把握し、公園利用者の利便の向上を図る為、協議会を活用することが望ましい。」とされておりますが、このような協議会を介しての意見聴取はされておりません。

以上から、当該事業は、洞峰公園の歴史的視点、生物多様性から見た視点、地域住民及び利用者からの視点を欠いたものと言えます。このような背景から、今般、地域から自然発生的に「地域住民・公園利用者・学校関係者及び有識者（景観保全・生物多様性保全など）による「洞峰公園整備計画に係る協議会」を設置し、洞峰公園を次世代に残す資産としてよりよく運営・保全するべきとの声が高まりました。これらの声を形にする為に署名を集めたところ、本日付けでつくば市及び市外（茨城県を含む16以上の都道府県）から3800筆を超える署名が集まりました。これは、現状の洞峰公園に愛着を示し、同公園の将来に懸念を有する人々が自治体の境界を越えて大変多いという表れです。

なお、同協議会を設置することにより、以下のような効果が生じると考えられます。これらは、同事業の運営者、つくば市民及び公園利用者のいずれにとっても、加えて公園の生物・自然保全にとっても有益なものと考えられます。

① 公園利用者等の参加による整備計画立案作業の透明性の向上
② 公園利用者等の参加による行政と地域間の双方向コミュニケーションの向上と建設的な意見の交換
③ 公園利用者等の参加による整備計画に対するオーナーシップの向上
④ 有識者による多角的・多面的視点による整備計画の評価

当会は、既に、令和４年５月１３日付で茨城県知事に同協議会設置の要望書を提出いたしました。茨城県土木部都市局都市整備課から、同協議会設置については、つくば市及び長大（株）をはじめとする事業者等と調整中との回答（都整　第６７号、令和４年５月２３日）を得ております。

以上のことから、つくば市民並び洞峰公園利用者の不安・懸念を払しょくすると共に、同公園を歴史的公園資産並びに都市における生物多様性として次世代に遺す為にも、茨城県知事及びつくば市長に対して、同協議会設置を推進する旨の意見書を提出していただきますよう陳情します。

【陳情事項】

茨城県知事及びつくば市長に対して、公園利用者・地域住民・近隣法人又は団体・学校関係者等及び有識者（景観保全・生物多様性保全など）を交えた「洞峰公園整備計画に係る協議会」の設置を求める意見書を提出すること。

以上